

議案第六十二号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年六月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 入院時生活療養費の支給

第六条第一号中「次号から第四号までに掲げる場合以外の」を「三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である」に改め、同条第四号中「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第八条の八を削り、第八条の七を第八条の八とし、第八条の四から第八条の六までを一条ずつ繰り下げる。

第八条の三（見出しを含む。）中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険給付の種類)</p> <p>第四条 区は、次に掲げる保険給付を行う。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 入院時生活療養費の支給</p> <p>四 保険外併用療養費の支給</p> <p>五 略</p> <p>六 略</p> <p>七 略</p> <p>八 略</p> <p>九 十二 略</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第六条 保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)について療養の給付を受ける被保険者は、次の各号の</p>	<p>(保険給付の種類)</p> <p>第四条 区は、次に掲げる保険給付を行う。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 特定療養費の支給</p> <p>四 略</p> <p>五 略</p> <p>六 略</p> <p>七 略</p> <p>八 削除</p> <p>九 十二 略</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第六条 保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)について療養の給付を受ける被保険者は、次の各号の</p>

区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該給付を受ける際、当該保険医療機関等に支払わなければならぬ。

一 三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

二及び三 略

四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十七条の二第一項に規定する者に限る。）について同条第二項に規定するところにより算定した所得の額が同条第三項に規定する額以上であ

区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該給付を受ける際、当該保険医療機関等に支払わなければならぬ。

一 次号から第四号までに掲げる場合以外の

場合 百分の三十

二及び三 略

四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十七条の二第一項に規定する者に限る。）について同条第二項に規定するところにより算定した所得の額が同条第三項に規定する額以上であ

るとき（同条第四項に規定するところにより算定した収入の額が同項に規定する額に満たないときを除く。） 百分の三十

（入院時生活療養費）

第八条の三 入院時生活療養費の支給は、法

第五十二条の二に定めるところによる。

（保険外併用療養費）

第八条の四 保険外併用療養費の支給は、法

第五十三条に定めるところによる。

（療養費）

第八条の五 略

（訪問看護療養費）

第八条の六 略

（特別療養費）

第八条の七 略

（移送費）

第八条の八 略

るとき（同条第四項に規定するところにより算定した収入の額が同項に規定する額に満たないときを除く。） 百分の二十

（特定療養費）

第八条の三 特定療養費 の支給は、法

第五十三条に定めるところによる。

（療養費）

第八条の四 略

（訪問看護療養費）

第八条の五 略

（特別療養費）

第八条の六 略

（移送費）

第八条の七 略

第八条の八 削除

を第八条の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。

（入院時生活療養費）

第八条の三 入院時生活療養費の支給は、法第五十二条の二に定めるところによる。

附 則

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に行われた診療又は薬剤の支給若しくは手当に係るこの条例による改正前の杉並区国民健康保険条例の規定による保険給付については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、保険給付の種類を改めるとともに、一定以上の所得を有する七十歳以上の者の一部負担金の割合を改める等の必要がある。